

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく安芸高田市職員措置請求について、同条第 5 項の規定に基づき監査したので、その結果を公表する。

安芸高田市監査委員 木原 張登

安芸高田市監査委員 秋田 雅朝

1 請求人

住所 安芸高田市

氏名 省略

2 請求の要旨

本件請求の要旨は請求書記載事項から、(1) 安芸高田市市長 A は、令和 5 年 1 月 1 日に放送された ABEMA「News BAR 橋下」（以下「出演番組」という。）の収録のため、令和 4 年 12 月 17 日に東京都へ出張し、これに係る旅費を市に請求・受領したが、(2) 当該出演番組は「言いたい放題 新年会（※）」と銘打ち、各出演者が飲酒しながら番組側が用意したテーマごとに放談する内容であり、番組タイトルからも明らかなように「出演者の政治的な主張の場」であるうえ、発言内容も「安芸高田市の公務とは全く関係ない、政治家 A の個人的な政治的主張」以外の何物でもないことから、(3) 出演番組収録のための出張（以下「本件出張」という。）は、安芸高田市市長 A の公務には該当しないことを主張するとともに、(4) 安芸高田市市長 A に支払われた旅費 69,820 円につき、これを安芸高田市に返還させるよう必要な措置を求めているものと認められる。

3 請求の受理

本件請求は、令和 5 年 1 月 19 日付けで提起され、補正を経た後、令和 5 年 2 月 1 日付けで請求要件を具備していると認められたことから受理した。

4 監査の執行

(1) 監査対象機関 総務部秘書広報課

(2) 請求人の陳述及び証拠提出機会の付与

令和5年2月10日に陳述書の提出があった。新たな証拠の提出はなかった。

(3) 関係人の陳述及び証拠提出

令和5年2月13日に安芸高田市長 A から弁明書等の提出があった。

令和5年2月14日に総務部秘書広報課 B 課長、C 秘書広報係長の陳述を聴取した。

5 監査対象機関からの弁明及び陳述の要旨

監査対象機関からの弁明及び陳述の要旨は弁明書記載事項及び陳述内容からおおむねつぎのとおりと認めた。

- (1) 2 (1) は事実と認める。市長宛の依頼については、各依頼者から市長へ直接依頼するのではなく、一旦秘書広報課において依頼内容を確認したうえで市長に直接出欠判断を仰ぎ、出席されるものについては、公務として取り扱っている。この対応は、本件出張に限らず、すべての依頼に共通する対応である。
- (2) 市長への出演依頼は、インターネットメディア (ABEMA TV) (以下「本件依頼者」という。) 側から市に対して為されたもので、市長が当該出演依頼に対して応諾したため、係る出張については公務として整理し、当該出張に伴う旅費については、関係規定に基づき適切に支給処理したものである。
- (3) 公務として出張した先での市長の発言等については、市長自らが自身の責任において発言等したものであり、当該発言等の内容如何によって結果的に公務ではないという判断にはならない。また、出張先での市長の発言等について、市がそれらの適・不適を判断することはなく、例え、市長の発言等でなんらかの問題が生じたとしても、それは市長自らが責任を取ることにすると考える。
- (4) 旅費は、公務として出張する以上、原則として関係規定に基づき支給するものである。ただし、各依頼者から市長出張に係る交通費や宿泊費等 (以下「出張経費」という。) に関し支払いの打診があれば、各依頼者から受領した出張経費と旅費を精算調整するため、旅費について二重支払になることはない。
- (5) 本件出張では、本件依頼者から出張経費に関する打診がなかったため、全額旅費支給で処理している。そのため、本件出張において旅費の二重支払となった事実はない。
- (6) 各依頼者から出張経費に該当しないその他謝金等の支払打診があった場合は、市長公務としての出張である限り、如何なる名目のものであっても受領を辞退している。
- (7) 市に届いた市長宛の出席依頼等につき、当該出席依頼等に係る用務が公務として整理できないも

の（例えば、特定の政治家による政治資金パーティーへの参加等）については、当該出席依頼等を直接市長に手交するのみの対応に留まり、以後の対応について市はなんら関与せず、旅費を支給することもない。

6 監査の結果 正文 本件請求を棄却する。

7 理由

本件請求において、請求人は、安芸高田市長 A が、出演番組の収録のため、令和 4 年 12 月 17 日に東京都へ出張し、これに係る旅費を請求・受領した事実を事実証明書によって示しながら、当該出演番組は「出演者の政治的な主張の場」であり、実際の市長の発言内容も「安芸高田市の公務とは全く関係ない、政治家 A の個人的な政治的主張以外の何物でもない」ことを主張するとともに、本件出張が、安芸高田市長 A の公務には該当しないため、安芸高田市長 A に支給された旅費 69,820 円につき、これを安芸高田市に全額返還させるよう必要な措置を求めているもの、と解される。

さて、地方自治法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求の対象は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員についての、違法・不当な①公金の支出、②財産の取得・管理・処分、③契約の締結・履行、④債務その他の義務の負担、⑤公金の賦課・徴収を怠る事実、⑥財産の管理を怠る事実に限定されており、これらのいずれかに該当すると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。

これにより、本件請求に係る理由の成否について検討した。

請求人は、上記のとおり理由がある旨主張していることから、本件請求においては、その主張の背景を①に求めていると考えられる。

つぎに、請求人から提出された事実証明書及び陳述書並びに監査対象部局より提出された弁明書等証拠書類に基づき違法・不当な公金の支出と認められる点があるかを検討した。その検討結果は以下のとおりである。

市が支出した旅費は、請求人提出の事実証明書並びに監査対象部局から提出された弁明書及び陳述から、安芸高田市長 A が出演した出演番組の収録に係るものであることが認められる。

安芸高田市職員の旅費に関する条例（平成 16 年条例第 46 号。以下「旅費条例」という。）第 3 条第 1 項では、「職員が出張した場合には、旅費を支給する」と定めており、「出張」は同第 2 条第 1 号に「職員が公務のため一時その在勤庁を離れて旅行することをいう」と定義している。これは、旅費の支給対象を職員の「公務」による旅行に限定すると同時に、「出張」に該当する旅行については、原則として旅費支給を

義務付けているものと解される。

本件出張に至るまでの経緯については、監査対象部局が提出した弁明書及び弁明書添付書類から、本件依頼者側から市宛の文書で安芸高田市長 A への出演依頼が為され、これに応じる形で市長自ら出演を決定したものであることが認められる。よって市としては本件出張を市長の公務として整理し、本件出張後、市長からの旅費請求に基づき、当然に旅費を支出したに過ぎない。

旅費の支払いに関する事務手続きとしては、関係書類に一部記載誤りがあるものの、適切に訂正されており、旅行命令簿の作成から旅費支払に至るまで適正に手続きが為されていた。

出演料等については、本件依頼者側から支払いの打診は一切なく、市側も求めてはいない。関連する財務会計行為も存在せず、よって、本件出張に係り、市及び市長が本件依頼者からなんらかの金員を受領したとは認められない。

上記検討を踏まえ、以下のとおり事実を認定した。

ア 本件依頼者から安芸高田市長 A への番組出演の依頼は市宛に対して為されたものであることから、当該出演依頼は、公人たる安芸高田市長 A の立場での出演を前提としたものである。

イ 市は、係る出張を市長公務として取り扱い、これにより生ずる旅費は、旅費条例等関係規定に基づき必要な手続きを踏まえたうえ、適正に支出した。

ウ 出演番組における市長の発言等は、本件依頼者側が設定したテーマ等に基づき、市長自らの責任において為されたものである。

エ 本件出張に関し、市がなんらの金員を受領したことはなく、市長もまた同様である。

請求人は、請求書において、出演番組における市長の発言を縷々掻い摘み、「安芸高田市長の公務とは全く関係ない、政治家 A の個人的な政治的主張以外の何物でもない」と論辨しているが、これらの発言が「公務とは全く関係ない」とする証拠の提示や根拠の明示はなく、具体的にどの発言が「公務とは全く関係ない」のか摘示してもいない。よって、請求人の請求理由 2 (2) 及び 2 (3) は、請求人の私見と言わざるを得ず、係る主張が公金支出の違法性、不当性を証するになんら効力を有するものではない。

付言すれば、安芸高田市長 A は、「市の特産品」に関することや、市の事務として実施した「プレミアム商品券」に関する問題、議会での自らの行動等について出演番組内で発言しており、これらが市長の発言としておよそ「公務とは全く関係ない」との請求人の主張を客観的に認容するには極めて無理がある。

さらに請求人は、番組の構成が「番組のタイトル (『言いたい放題 新年会 (※)』) から判明するとおり、出演者の政治的な主張の場」であると論じているが、これも私見の域に留まるものであると言わざるを得ない。

また、出演番組冒頭では、市長を含む3自治体の首長が「市長」として紹介されており、残る一人の出演者も「前市長」であったことから、一般の視聴者が一般的な注意力をもって見れば、当該出演者らが「公人たる市長」又は「公人であった前市長」として出演していると客観的に判断するのが相当であると言える。

なお、請求人は、陳述書において「市から旅費の支出に至ったことは、次のいずれかによるもの」として3項目に亘る認識を示しているが、監査対象部局から「いずれも事実ではない」との陳述があり、当該陳述には一定の合理性及び事実相当性が認められることから、これら3項目に亘る認識に基づいた主張をもって構成される陳述書自体に誤謬があり、よって陳述書記載事項はいずれも採用することができない。

これらのことから、本件出張に係る旅費支出に関し、違法・不当な公金の支出と決する理由はなく、本件請求には理由がないことから、2(4)の勧告を発する理由も不存在と言える。

地方公共団体の長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第149条第1号から第8号に定める事務を担当すると定められているものの、これら具体的な事務を担当するに留まらず、地方公共団体に係る包括的な事務を担当する必要があることから、同条第9号（以下「補完規定」という。）において「前各号に定めるものを除く外、当該普通地方公共団体の事務を執行すること」とされている。この補完規定は、「普通地方公共団体が住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」自治法第1条の2第1項に書かれた法の趣旨を体現するものであると解することができる。

また、「(中略) 特定の事務を遂行し対外的折衝等を行う過程において具体的な目的をもってされるものではなく、(中略) 普通地方公共団体の上記の役割を果たすため相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、当該普通地方公共団体の事務に含まれるものとして許容されると解するのが相当である」（最高裁第三小法廷平成元年9月5日判決参照）とされていることから、市長が他の自治体の長と忌憚なく話せる関係を構築することが、いずれ本市の困難な状況を解決するための一筋の光明となる可能性も十分に考えられることから、この点からも、本件出張が「市長公務」として許容される範囲にあるものと判断する。

よって、主文のとおり決するものである。

(※) 正式なタイトルは『言いたい放題 新年会 SP 2023』